

一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

(地域)

第3条 本会の地域は岩手県一円とする。

(支部)

第4条 本会は事業実施の円滑を図るため、必要な地域に支部を設けることができる。
2 支部の設置地域、構成については別に定める。

(目的)

第5条 本会は、高圧ガス事業の公共性に立脚し、業界の健全な発展と自主保安体制の確立を図り、公共の安全と地域産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) エルピーガスの製造、販売業の構造改善事業に関する企画指導及び推進
- (2) 高圧ガスの保安に関する啓蒙、指導、宣伝
- (3) 関係官庁並びに関係団体との連絡、提携
- (4) 高圧ガス事業に関する指導及び教育
- (5) 高圧ガス事業に関する調査、研究、又は資料の収集及び提供
- (6) 高圧ガス事業の安定化に関する連絡協調
- (7) 高圧ガス保安法に定める完成検査及び保安検査
- (8) 防災に関する業務及び災害時に伴う復旧・復興支援活動の実施
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第7条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の種類)

第8条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員

正会員は、高圧ガス保安法の許可を得、もしくは届出をした者並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事業登録を受けた者で岩手県において事業を営む個人又は法人とし、事業所毎に資格を有するものとする。

(2) 賛助会員

賛助会員は、本会の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は法人とする。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第9条 本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第10条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、理事会において別に定める会費等に関する規則に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、理事会において別に定める会費等に関する規則に基づき賛助会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第11条 正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 第10条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(3) 総正会員が同意したとき。

(4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(5) 除名されたとき。

- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 本会は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第3章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会長は、総会の日1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面でその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第21条第2項の規定により、正会員の書面による議決権行使を認めるときは、会長は、総会の日2週間前までに、前項の招集通知のほか、法人法第41条及び法人法第42条に規定する社員総会参考書類及び議決権行使書面を、正会員に対して発しなければならない。
- 5 会長は、法人法第39条第3項の承諾をした正会員に対しては、前2項に規定する書面に記載すべき事項を、電磁的記録により提供することができる。

(議 長)

第18条 総会の議長は、当該総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決 議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使・書面等による行使)

第21条 会議に出席しない正会員は、他の正会員を代理人と定め、委任状をもって決議を委任することができる。

- 2 会議に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を理事会で決議したときは、会議に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる。
- 3 前2項の規定により議決権を行使する者は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(決議の省略)

第22条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設定)

第25条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 18人以上30人以内
- (2) 監事 2人以上4人以内
- 2 理事のうち1人を会長とし、5人以内を副会長、1人を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等内の親族その他の当該理事と法人税法施行規則第2条の2で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は、3分の1以下でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については、第20条第2項に規定する方法によらなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会が定めた額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除又は限定)

第32条 本会は、法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事又は監事の職務の執行状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

2 本会は、法人法第115条第1項に規定する損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合においては、外部理事又は外部監事との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度は、法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

(顧問及び相談役)

第33条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は学識経験者及び本会に功労があった者のうちから、理事会の議決を経て委嘱する。

3 顧問、相談役は重要な事項について会長の諮問に応ずる。

4 顧問、相談役に対して、理事会の決議により報酬を支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第34条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回開催するものとし、原則として5月（又は6月）及び3月に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 法人法第101条第2項又は第3項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第27条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

- 第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、会長不在の理事会においては、出席した理事及び監事の全員が第1項の議事録に記名押印する。会長の選定を行う理事会においても同様とする。

第6章 委員会

(委員会)

- 第43条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第7章 事務局

(設置等)

- 第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項各号の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第49条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配制限)

第50条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 補 則

(委 任)

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は熊谷祐三、専務理事は佐藤次夫とする。